

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成 2 5 年 1 1 月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について行うものである。

(目次)

復興の概況	P 1
-------	-----

I 復興の現状

1 被災者支援

(1) 避難者と仮設住宅等の入居状況	P 3
(2) 被災者支援の現状	P 4

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況	P 5
(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況	P 6
(3) 復興まちづくりの状況	P 9
(4) 職員応援の状況	P 11

3 産業・雇用

(1) 産業の復興状況	P 12
(2) 雇用の状況	P 17

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の見直しの完了	P 19
(2) 賠償の状況	P 22
(3) 除染等の状況	P 23
(4) 放射線による健康への影響等に対する対策の推進	P 26

5 復興関係制度等の活用状況

(1) 復興特区の活用状況	P 28
(2) 復興交付金の活用状況	P 33
(3) 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）の活用状況	P 34
(4) コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の活用状況	P 34
(5) 子ども元気復活交付金（福島定住等緊急支援交付金）の活用状況	P 34

- (6) 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター
・産業復興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 4
- (7) 個人債務者の私的整理に関するガイドライン・・・・・・・・ P 3 5

II 復興の取組

- 1 現場主義に立った復興加速化
 - (1) 復興財源フレームの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 6
 - (2) 福島・東京二本社体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 7
 - (3) 復興加速策の具体化・推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 9
- 2 住宅再建・まちづくりの加速化
 - (1) 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ(第一弾) P 4 0
 - (2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第二弾)・・・・・・・・ P 4 2
 - (3) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置のフォローアップ P 4 3
 - (4) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第三弾)・・・・・・・・ P 4 3
- 3 原子力災害からの復興に向けた取組
 - (1) 福島の復興・再生に係る制度的な取組・・・・・・・・ P 4 5
 - (2) 公共インフラの復旧の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 6
 - (3) 避難指示区域等への帰還に向けた取組・・・・・・・・ P 4 9
 - (4) 長期避難者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 0
 - (5) 住民意向調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1
 - (6) 原子力災害による健康不安等に関する被災者支援・・・・・・・・ P 5 1
 - (7) 除染加速のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1
 - (8) 産業・雇用の課題と取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 2
 - (9) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応・・・・・・・・ P 5 3
- 4 「新しい東北」の創造に向けて
 - (1) 復興推進委員会における審議過程・・・・・・・・ P 5 4
 - (2) 今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4
- 5 予算・決算
 - (1) 予算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 6
 - (2) 決算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 8
 - (3) 復興関連予算使途の厳格化・・・・・・・・ P 5 9

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

復興の概況

○ 復興の現状

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 当初約 47 万人に上った避難者は、約 28 万人となり、そのほとんどが仮設住宅等に入居している。仮設住宅等への入居戸数は減少しはじめており、住まいの再建への動きが進みつつある。
- ・ 公共インフラについては、本格復旧・復興の加速化を進めており、地域ごとに状況は異なるものの、おおむね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進されている。高台移転や土地のかさ上げ等の事業は、大半について事業計画の策定が完了し、順次着工が始まりつつある。
- ・ 被災 3 県（避難区域を除く）における平成 28 年 3 月までの民間住宅等用地の整備見通し（累計）は、岩手県が概ね 6 割、宮城県が概ね 5 割であり、災害公営住宅の完成見通し（累計）は、岩手県が概ね 9 割、宮城県が概ね 8 割である。福島県はそれぞれについて計画戸数が未確定の状態であり、住まいの復興には、時間を要する見通しである。
- ・ 被災地域の鉱工業生産指数は震災前の水準にほぼ回復し、有効求人倍率も 1 を超えているが、津波被災地域等における産業や商店街の復興や一部の沿岸部の雇用者数の回復、雇用のミスマッチ解消等の課題がある。
- ・ 原子力災害からの復興については、避難指示区域の見直しが完了した。これに併行して、除染、インフラ復旧、長期避難者に対する支援、放射線による健康不安の解消に向けた取組等が行われているが、帰還の見通しを持つには至っていない。

○ 復興の取組

- ・ 政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んでいる。この際、復興施策に関する事業計画や工程表を策定し、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行ってきた。
- ・ 発災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況や、被災者の置かれた状況に応じて、住宅再建・復興まちづくりの加速化、なりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の様々な課題がある。
- ・ 平成 24 年 12 月以降、現場主義に立って施策の総点検を行った。これを踏まえ、地震・津波災害からの復興については、1 日も早い住宅再建・復興まちづくりに向け、復興事業の工程や目標等を示し、事業の加速化に向け取り組んでいる。
- ・ また、原子力災害からの復興については、我が国がこれまでに経験したことのない事態であり、放射線による健康への影響の懸念をはじめとする不安がある中で、避難者の帰還・定住のための環境整備と長期避難者に対する支援に取り組んでいる。
- ・ さらに、震災復興の中で、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向け、地域の先導的な取組を支援するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築している。

I 復興の現状

1 被災者支援

(1) 避難者と仮設住宅等の入居状況

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約 47 万人に上った避難者は、平成 25 年 10 月 10 日時点で、約 28 万人となっている。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成 25 年 9 月 1 日時点で、公営住宅等が 25,323 人、民間住宅が 134,029 人、仮設住宅が 103,958 人となっている。

仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある。

<参考：避難者等の減少>

	発災 3 日目※1 (平成 23 年 3 月 14 日)	現時点 (平成 25 年 10 月 10 日) ※2		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約 47 万人	282,111 人	67 人	267,093 人

※1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計

※2 復興庁調べ 全国の避難所（公民館・学校等）、旅館・ホテル、その他（親族、知人等）、住宅等（公営、仮設、民間、病院含む）にいる者の合計

<参考：仮設住宅等の入居状況>

	入居者数	備考
公営住宅等	25,323 人	全国計 入居戸数 9,425 戸
民間住宅	134,029 人	全国計 入居戸数 54,396 戸
仮設住宅	103,958 人	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 入居戸数 46,654 戸

※ 内閣府調べ（平成 25 年 9 月 1 日時点）

<参考：避難者等の数（避難先の都道府県別）>

避難先の都道府県（多い順）	避難者等の数
宮城県	95,163 人
福島県	89,924 人
岩手県	36,825 人
東京都	8,731 人
山形県	7,033 人
茨城県	5,047 人
新潟県	4,966 人
千葉県	4,043 人
その他	31,240 人

※ 復興庁調べ（平成 25 年 10 月 10 日時点）

（２）被災者支援の現状

仮設住宅等での生活が長期化している地域では、コミュニティの弱体化や被災者の孤立の問題が生じる恐れがある。

そのため、コミュニティ支援として、市町村と社会福祉協議会やＮＰＯが連携し、ボランティア等による仮設住宅等への見守り活動や、住民のニーズ把握、総合相談、交流事業の提供を行っているほか、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるために、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点を 117 か所（平成 25 年 7 月現在）設置している。

被災者の心のケア対策としては、岩手県、宮城県、福島県に、活動拠点となる「心のケアセンター」を設置し、心のケアに当たる専門家が、被災者からの相談を受け、必要に応じて専門的医療支援を行っている。

また、震災発生から 2 年以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、よりきめ細かい支援を行っているＮＰＯやボランティア団体等が活動を円滑に進められるよう、ＮＰＯ等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ（平成 24 年 10 月、平成 25 年 1 月、2 月、5 月）、情報提供している。

さらに、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表（平成 24 年 11 月、平成 25 年 3 月、6 月）するとともに、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

なお、平成 25 年 5 月には、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況

災害廃棄物（がれき）の処理は、平成 26 年 3 月末までに終わることを目標としており、目標期間内での処理を確実なものとするための計画として策定した処理工程表に沿って処理が進められている。その総量は約 2,000 万トンであり、特に甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県（避難区域を除く）の沿岸市町村では約 1,600 万トンの災害廃棄物が発生した。

岩手県、宮城県については、平成 26 年 3 月末までに処理可能な見込みであるが、福島県については、平成 25 年 9 月 10 日に公表した「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」及び「7 月末時点の災害廃棄物等処理の進捗状況（3 県沿岸市町村）」における処理の見通しに示す目標等を踏まえ、進捗管理の強化を図りつつ、着実な処理を推進する。

進捗状況については、平成 25 年 9 月末時点で、がれき全体の約 85%の処理・処分を完了している。被災地では、現在、仮設焼却炉が 22 基、破碎・選別施設が 19 箇所稼働しているほか、分別されたがれきの復興事業・公共事業等における再生利用が進められている。さらに、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部（全体の約 5%）については、1 都 1 府 16 県にて広域処理も進められている。

<参考：災害廃棄物処理の現状（岩手県、宮城県、福島県の沿岸 32 市町村）>

	推計量	仮置き場搬入量	搬入率	処理・処分量	処理処分割合
災害廃棄物	1,605 万 t	1,523 万 t	95%	1,372 万 t	85%
津波堆積物	1,037 万 t	956 万 t	92%	720 万 t	69%

※ 環境省調べ（平成 25 年 9 月末時点）

※ 福島県は避難区域を除く。

(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧については、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進している。

各事業の進捗状況については、以下のとおりである。

① 安全・安心のための基盤整備関係（平成 25 年 9 月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、被災した地区海岸数 471 地区中、本復旧工事に着工した地区海岸数は、226 地区（約 48%）となっている。

海岸防災林については、避難指示区域等を含む被災延長距離約 140 キロメートル中、復旧工事に着手した距離は、68 キロメートル（約 49%）となっている。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設 2,115 箇所中、本復旧工事が完了した箇所は、2,113 箇所（約 99%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 箇所中、通常処理に移行した処理場数は、71 箇所（約 97%）となっている。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む）した 184 事業中、163 事業（約 89%）において、本格復旧が完了した。

<参考>

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 海岸対策 〔本復旧工事を着工・完了した地区海岸の割合〕 ※H25.9末時点	48% (着工) 13% (完了)	本復旧工事に着工した地区海岸数 226地区 本復旧工事が完了した地区海岸数 63地区 被災した地区海岸数 471地区 ※国施工区間(代行区間含む)約41kmのうち、復興・復旧を完了する上で不可欠な防台空港及び下水処理場の前面の区間等約21kmについては、施工を完了している。
完了 着工 海岸防災林の再生 〔復旧工事に着手・完了した海岸防災林の割合〕 ※H25.9末時点	49% (着手) 13% (完了)	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 68km 海岸防災林の復旧事業の工事完了延長距離 18km 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県) 約140 km※ ※避難指示区域を含む。
完了 河川対策 〔本復旧工事が完了した河川堤防(直轄管理区間)の割合〕 ※H25.9末時点	99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,113箇所 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 箇所
完了 下水道 〔通常処理に移行した下水処理場の割合〕 ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は本復旧工事中のものもある。 ※H25.9末時点	97%	通常処理に移行した処理場数 71 箇所 災害査定を実施した処理場数 73箇所
完了 水道施設 〔本格復旧が完了した水道事業数の割合〕 ※H25.9末時点	89%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 163 事業 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 184 事業
完了 災害廃棄物の処理 〔災害廃棄物の処理が完了した割合〕 ※H25.9末時点	86%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理量計 1,422 万t 国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 1,660 万t

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

② 交通関係（平成 25 年 9 月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路については、岩手、宮城、福島県内の国道 4 号、6 号、45 号の総開通延長距離 1,161 キロメートル中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,154.5 キロメートル（約 99%）となっている。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,330.1 キロメートル中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,079.7 キロメートル（約 89%）となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 箇所中の全てで本格復旧工事に着手しており、94 箇所（約 72%）において本格復旧工事が完了している。

<参考>

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 交通網（直轄国道） 〔 本復旧が完了した 道路開通延長の割合 〕 ※H25.9末時点	99% 	下のうち本復旧完了等の開通延長 1,154.5km 岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号 の総開通延長 1,161 km
完了 交通網（鉄道） 〔 運行を再開した 鉄道路線延長の割合 〕 ※H25.9末時点	89% 	下のうち鉄道運行を再開した路線の延長 2,079.7 km 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道のうち被災 した路線の総延長 2,330.1 km
完了 着工 交通網（港湾） 〔 本格復旧に着手した復 旧工程計画に定められ た港湾施設の割合 〕 ※H25.9末時点	100%（着工） 72%（完了） 	本格復旧工事に着手した箇所数 131箇所 本格復旧工事完了箇所数 94箇所 被災した港湾のうち、復旧工程計画に定めら れた港湾施設の箇所数 131 箇所

※ 空港機能については 100%復旧

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

(3) 復興まちづくりの状況

住宅再建は、防災集団移転促進事業などの宅地の整備について、順次、着工が始まりつつある。また、災害公営住宅についても建設が始まっている。進捗状況については、以下のとおりである。

平成 25 年 9 月末時点で、高台移転などの防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき事業が予定されている 332 地区中の全てにおいて事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、170 地区(約 51%)において造成工事に着手している。

また、平成 25 年 9 月末時点で、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき事業が予定されている 51 地区中、46 地区(約 90%)において事業化の段階に達しており、20 地区(約 39%)において造成工事に着手している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、21,421 戸であり、このうち、整備に着手した戸数は、平成 25 年 9 月末時点で、12,810 戸(約 60%)となっている(いずれも福島県を除く。)

また、被災者生活再建支援金の支給状況をみると、平成 25 年 6 月末時点で、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した 188,059 世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は 102,683 世帯(約 55%)となっており、住宅の自主再建が進んでいる。

医療施設については、被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院 184 箇所中、当該制限等から回復した病院は、平成 25 年 6 月末時点で、171 箇所(約 93%)となっている。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した(予定含む)学校 2,313 校中、復旧が完了した学校は、平成 25 年 9 月末時点で、2,148 校(約 93%)となっている。

<参考>

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 復興住宅 〔災害公営住宅の整備に着手した割合〕 ※H25.9末時点	1.9%(完了) 60%(着工)	災害公営住宅の整備に着手した戸数 (用地確保が完了した時点) 12,810戸 災害公営住宅の整備が完了した戸数 408戸 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 21,421戸 ※全体計画未定のため福島県分はいずれも除外
完了 着工 復興まちづくり (防災集団移転) 〔事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H25.9末時点	4%(完了) 51%(着工) 100%(同意)	事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 332地区 造成工事に着手した地区数 170地区 造成工事が完了した地区数 13地区 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数 332地区 事業化の段階に達している地区数※ 46地区
完了 着工 復興まちづくり (土地区画整理) 〔事業化の段階に達している地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H25.9末時点	0%(完了) 39%(着工) 90%(事業化)	造成工事に着手した地区数 20地区 造成工事が完了した地区数 0地区 ※事業認可済、事業認可手続中、緊急防災空地整備事業着手済の地区を計上 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数 51地区
完了 着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) 〔漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合〕 ※H25.9末時点	15%(完了) 47%(着工) 97%(事業費措置)	復興交付金の事業費措置地区数 33地区 造成工事に着手した地区数 16地区 造成工事が完了した地区数 5地区 当事業により住宅用地の整備を行う地区数 34地区
完了 着工 復興まちづくり (被災した造成宅地) 〔対策工事に着手した地区数、対策工事が完了した地区数の割合〕 ※H25.9末時点	4%(完了) 99%(着工)	対策工事に着手した地区数 181地区 対策工事が完了した地区数 7地区 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数 182地区
完了 復興まちづくり (医療施設) 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合〕 ※H25.6末時点	93%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 171箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所
完了 復興まちづくり (学校施設等) 〔復旧が完了した公立学校施設の割合〕 ※H25.9末時点	93%	下のうち復旧が完了した学校数 2,148校 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,813校 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

（４）職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中、被災自治体における人員やノウハウの不足を補い事業を進める必要がある。

平成 25 年 5 月 14 日時点で、全国の自治体から 2,056 人の職員が被災自治体に派遣されている。これに加え、公務員ＯＢ、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構においては平成 25 年 9 月 30 日時点で延べ 444 人を被災地に派遣し、事業の推進を支援している。

併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

3 産業・雇用

(1) 産業の復興状況

① 鉱工業

鉱工業については、広域で見た被災地域全体（「東日本大震災（長野県北部地震を含む）」にて、災害救助法の適用を受けた市区町村（東京都の帰宅困難者対応を除く））の鉱工業生産指数は、震災後 30 ポイントほど低下したが、サプライチェーンの速やかな回復等により、震災前の水準並みで推移している。

特に大きな被害を受けた岩手、宮城、福島県の生産は緩やかに回復している。

津波浸水地域については、所在する 59 の鉱工業事業所の生産額試算値が、発災直後の前年同月比 99%減の状況から、おおむね復旧しているものの、業種によっては、復旧に時間を要するものもある。

早急な事業再開を支援するため、仮設工場・仮設店舗等の整備を行っており、平成 25 年 9 月末時点で、被災 6 県での竣工数は以下のとおり。なお、これらの仮設施設に 2,814 事業者（平成 25 年 9 月末）が入居している。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	18	340	134	49	1	1	543

また、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、国と県が補助を行っており、平成 25 年 8 月末までに 535 グループ、計 9,365 事業者（北海道内で 6 グループ、青森県内で 10 グループ、岩手県内で 98 グループ、宮城県内で 162 グループ、福島県内で 192 グループ、茨城県内で 58 グループ、栃木県内で 1 グループ、千葉県内で 8 グループ）の施設・設備の復旧を支援している。

資金繰り支援については、制度創設から平成 25 年 9 月末時点までに、東日本大震災復興特別貸付の融資実績が約 26 万件（総額約 5 兆 6 千億円）、東日本大震災復興緊急保証の保証実績が約 9 万 9 千件（総額約 2 兆 1 千億円）となるなど、多くの需要を満たしている。

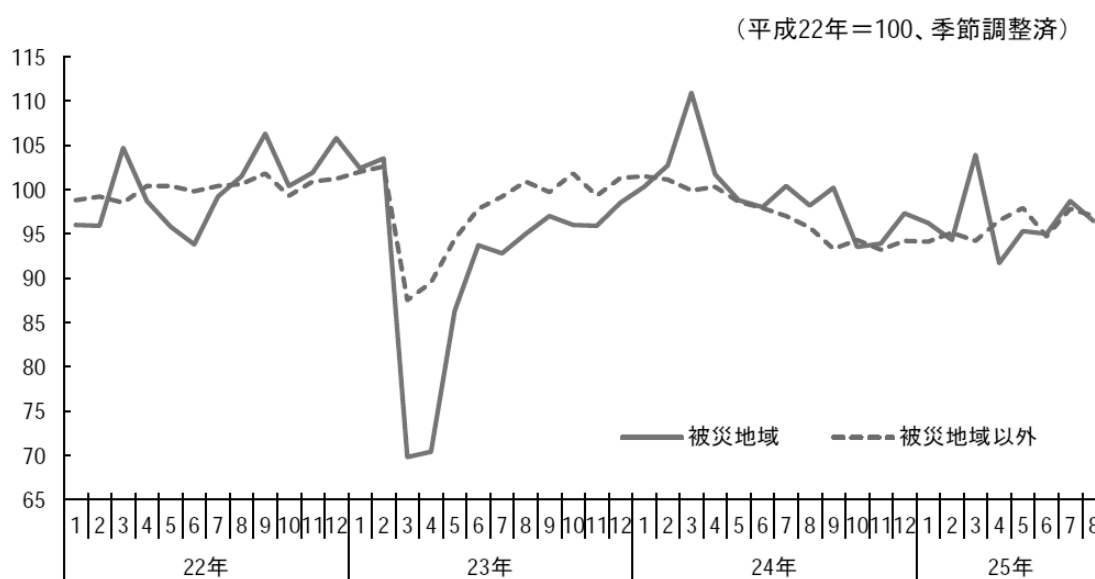
また、工業品等の分野において、被災地企業の販路開拓を図るため、工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業では、平成 25 年 8 月 21 日時点で 34 件の支援を行っている。伝統的工芸品に係る販路開拓等支援

については、同日時点で 38 件の支援を行っている。

さらに、復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成 25 年 9 月 30 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 1,477 件、支援決定等を行った案件は 279 件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成 25 年 9 月 27 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 2,512 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は買取決定 172 件を含む 381 件となっている。

<参考：鉱工業の復興（震災に係る地域別鉱工業指数）>

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成 25 年 8 月分の指数（確報）は、被災地域が 96.4（被災前：103.5）となり、被災地域以外は 97.0（被災前：102.6）となった。



※ 経済産業省調べ

<参考：鉱工業の復興（県別の鉱工業生産指数の変化）>

経済産業省及び各県発表の鉱工業生産指数によると、平成 25 年 7 月分の指数は、全国は 97.9（被災前：102.7）、岩手県は 89.9（被災前：97.4）、宮城県は 91.5（被災前：104.1）、福島県は 80.4（被災前：96.1）となった（岩手県及び福島県の指数は平成 17 年=100、宮城県及び全国の指数は平成 22 年=100、いずれも季節調整済み）。

<参考：東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の相談受付の状況>

	相談受付	支援決定等
東日本大震災事業者再生支援機構	1,477 件	279 件
産業復興相談センター・産業復興機構	2,512 件	381 件 (うち買取決定 172 件)

※ 復興庁調べ（東日本大震災事業者再生支援機構は、平成 25 年 9 月 30 日時点）
（産業復興相談センター・産業復興機構は、平成 25 年 9 月 27 日時点）

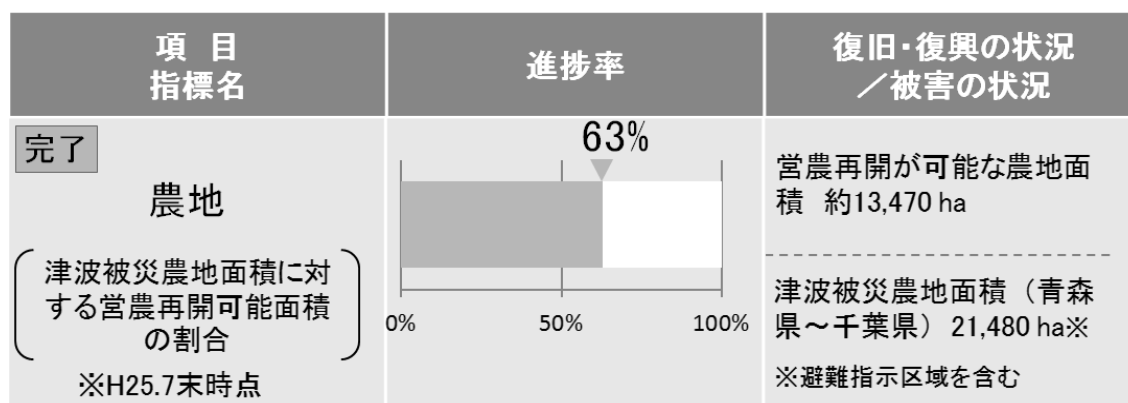
② 農業

農業については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の 6 県において、21,480 ヘクタールの農地（避難指示区域含む）が津波による被害を受けた。

これに対し政府は、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 25 年 7 月末時点で、津波被災農地のうち約 13,470 ヘクタール（約 63%）で営農再開が可能となった。

平成 25 年 3 月 11 日時点で、津波被害のあった約 10,100 の農業経営体のうち 5,070 経営体が営農を再開している。

<参考>



※ 復興庁調べ

③ 水産業

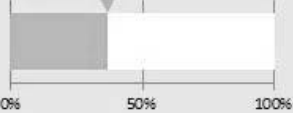
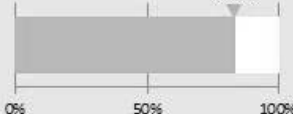
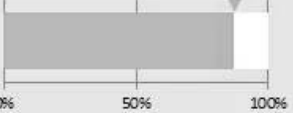
水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工場施設等に甚大な被害が生じた。

漁業・養殖業等は徐々に再開し、岩手、宮城、福島の3県において、主要な魚市場水揚げ数量は、被災前に比べ約 70%となっている（直近1年間（平成24年8月から平成25年7月）の合計の水揚げ数量の被災前1年間（平成22年3月から平成23年2月）の合計に対する比率）。

漁港については、平成25年9月末時点で、被災した319 漁港（警戒区域等含む）中、陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港は、118 漁港（約 37%）となっている。

養殖施設については、平成25年9月末時点で、岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の施設76,193 施設中、養殖業再開に目途がついた施設は、63,635 施設（約 83%）となっている。また、平成25年6月末時点で、被害があった水産加工施設830 施設のうち626 施設が業務を再開している。

<参考>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が 全て回復した漁港 の割合〕 ※H25.9末時点	37% 	陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港数 118 漁港 被災した漁港数 319 漁港※ ※避難指示区域を含む
完了 漁場(養殖) 〔がれき撤去が完了した 養殖漁場の割合〕 ※H25.9末時点	95% 	がれき撤去が完了した箇所数 1,017 箇所 養殖漁場の箇所数 1,071 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 漁場(定置) 〔がれき撤去が完了 した定置漁場の割合〕 ※H25.9末時点	97% 	がれき撤去が完了した箇所数 976 箇所 定置漁場の箇所数 1,004箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 養殖施設 〔養殖施設の 復旧の割合〕 ※H25.9末時点	83% 	復旧した養殖施設数(岩手・宮城) 63,635 施設 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 76,193 施設
完了 定置網 〔大型定置網の 復旧の割合〕 ※H25.9末時点	89% 	大型定置網の復旧数 130ヶ統 大型定置網の操業再開希望数 146 ヶ統

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

④ 観光業

観光業については、平成 23 年 3 月時点での岩手、宮城、福島の 3 県における観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊人数は、前年同月比で 56.5%減少した。

岩手、宮城、福島の 3 県における観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊人数は、平成 23 年後半の状況よりは改善傾向にあるが、平成 25 年 6 月時点においても平成 22 年同月比で 17.1%減であり、全国の水準を下回る状況が続いている。

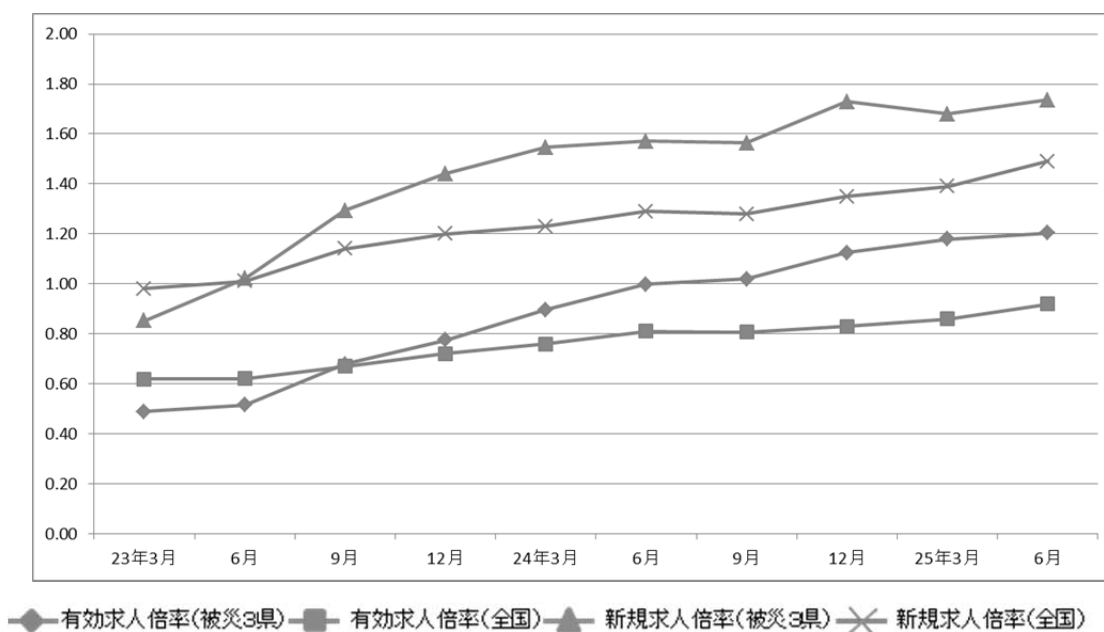
(2) 雇用の状況

被災した岩手、宮城、福島の 3 県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.45 まで低下した。

現在、被災 3 県の雇用情勢は、有効求人倍率が 3 県ともに 1 以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

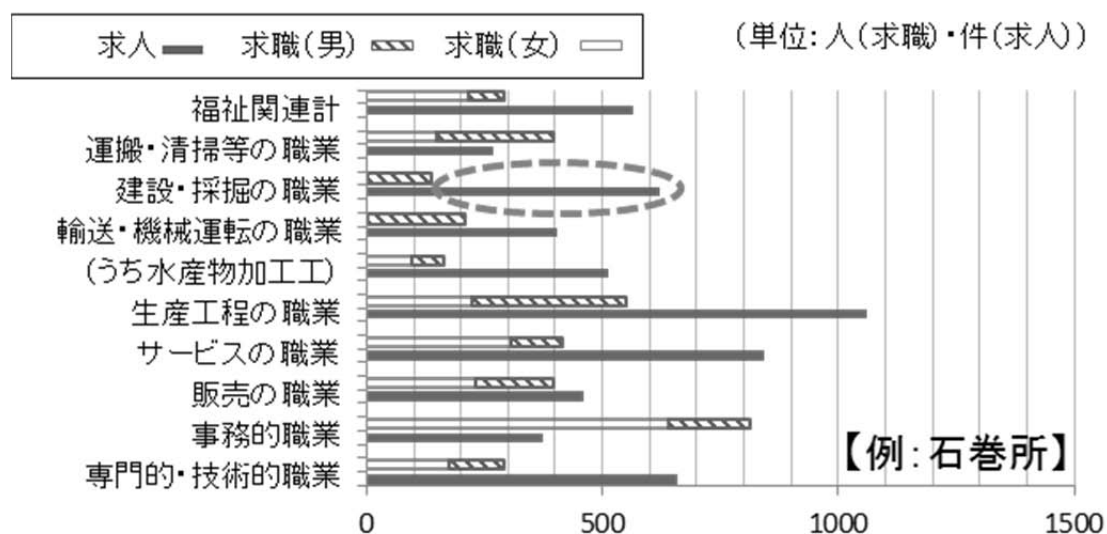
また職業別にみると、建設・採掘の職業等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

<参考：雇用の状況（雇用の動向）>



※ 厚生労働省調べ

＜参考：雇用の状況（ミスマッチの一例）ハローワーク石巻における求人・求職の状況＞



※ 厚生労働省調べ（平成 25 年 8 月時点）

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の見直しの完了

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受け、その直後、同原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内に避難指示区域が設定された。その後、平成 23 年 4 月 22 日、同原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内に警戒区域が設定され、また、同日、20 キロメートル以遠で事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある地域について、計画的避難区域が設定された。

その後、平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、避難指示区域については、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の 3 つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25 年 8 月 7 日、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11 市町村全てについて完了した。

見直し後も依然として避難指示は継続されているが、ふるさとでの生活を円滑に再開する準備ができるよう、一定の要件を満たせば、避難指示を解除する前においても住民等の宿泊を可能とすることとした。この準備宿泊については、田村市において、平成 25 年 8 月 1 日から実施されており、避難指示区域に居住する住民のうち約 3 割の世帯が宿泊した（平成 25 年 9 月 17 日時点）。

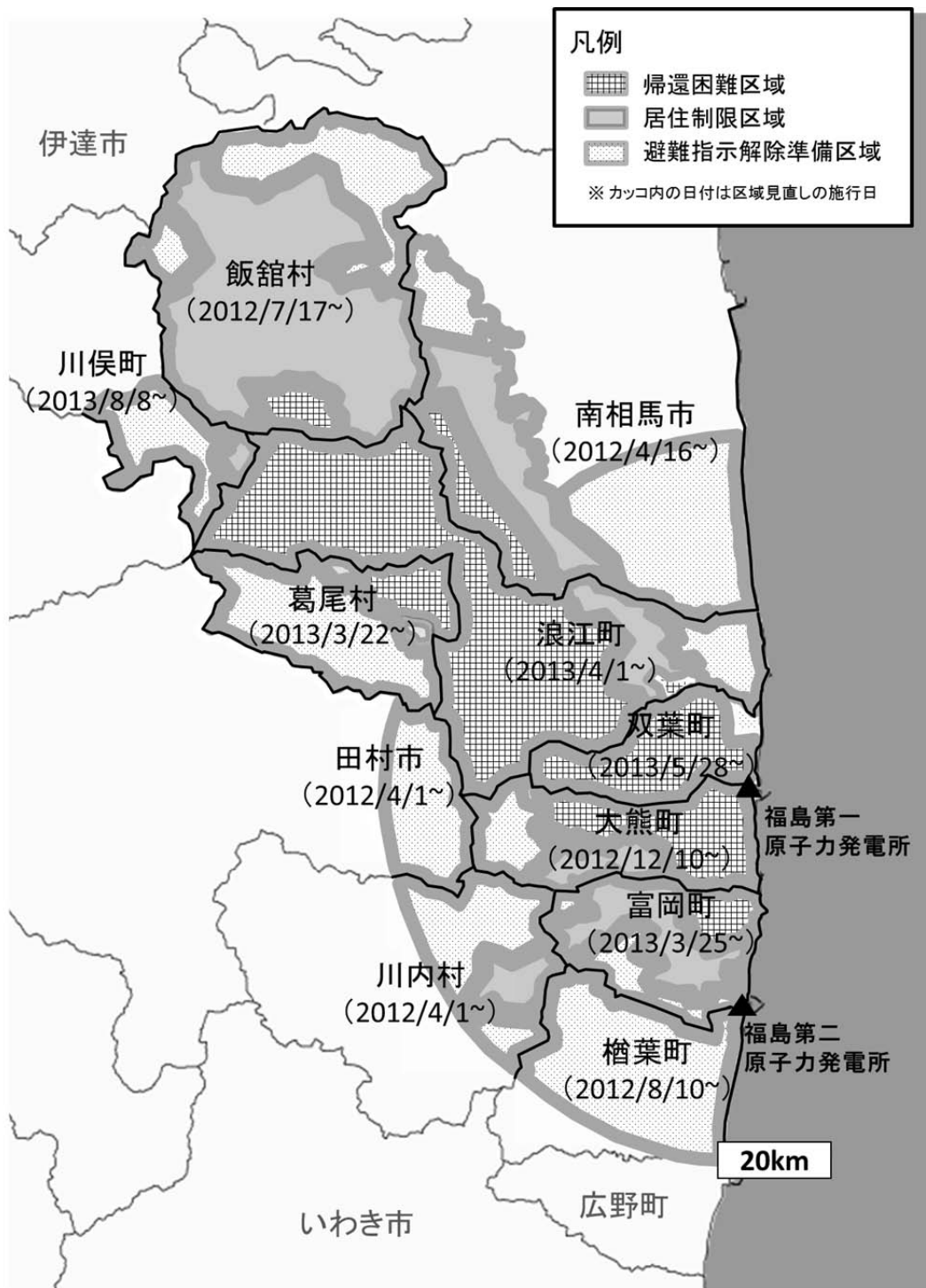
平成 25 年 9 月 17 日時点で、避難指示区域からの避難者数は、約 8 万 1 千人となっている（福島県全体の避難者数は、約 14.6 万人に及んでいる）。

＜参考：新たな避難指示区域＞

①避難指示解除準備区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	長期間、具体的には 5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも 5 年間は固定することとする。 ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。

※ 平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定より引用

<参考：避難指示区域の概念図（平成 25 年 8 月 8 日現在）>



※ 原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考：避難指示区域等からの避難者数＞

- ・ 避難指示区域等からの避難者数 約 10.2 万人
- ・ 避難指示解除準備区域 約 3.3 万人
- ・ 居住制限区域 約 2.3 万人
- ・ 帰還困難区域 約 2.5 万人
- ・ 旧緊急時避難準備区域 約 2.1 万人

※ 市町村からの聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームが集計（平成 25 年 9 月 17 日時点）

＜参考：福島県全体の避難者数＞

福島県全体の避難者数 約 14.6 万人

（避難指示区域からの避難者も含む）

（１）福島県内への避難者数 約 9.3 万人

（２）福島県外への避難者数 約 5.2 万人

山形県	約 7.5 千人	千葉県	約 3.4 千人
東京都	約 7.2 千人	栃木県	約 3.0 千人
新潟県	約 4.9 千人	神奈川県	約 2.2 千人
埼玉県	約 3.2 千人	宮城県	約 2.5 千人
茨城県	約 3.9 千人	群馬県	約 1.5 千人 等

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第 1031 報）」
（平成 25 年 9 月 17 日時点）

（２）賠償の状況

「原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）」に基づき、原子力損害賠償紛争審査会は、これまで策定した指針に加え、平成 25 年 1 月 30 日には中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）を策定した。これを踏まえ、平成 25 年 3 月 25 日には、東京電力株式会社が「農林漁業及び加工・流通業における追加の風評被害」に係る賠償の受付を開始した。また、平成 25 年 3 月 29 日には、紛争審査会が策定した指針等を踏まえ東京電力株式会社が「宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続の開始について」を公表し、財物賠償の受付を開始した。

同指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、東京電力株式会社により、平成 25 年 9 月 27 日時点で、総額約 2 兆 9,100 億円（本賠

償として個人に対し約 10,594 億円、団体・地方公共団体に対し約 4,980 億円、事業者に対し約 8,499 億円、自主的避難者に対し約 3,525 億円）の賠償金が支払われている。

被災者が時効到来（民法の規定によれば、不法行為による損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から 3 年間で、時効により消滅するとされている）によって適切な賠償請求ができなくなることがないように、以下の措置を講じている。

- ① 原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、被害者等の申立てに基づき、被害者と東京電力との和解の仲介を実施しているが、センターへの申立てが多数に上っており、和解の仲介の途中で時効が経過するおそれもある。現行制度では、その後に裁判で争うことが困難であるため、他の和解仲介手続き同様、仮に、今後、和解仲介の途中で時効が経過した場合でも裁判で終局的な解決を図ることができるよう、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成 25 年法律第 32 号）」が成立した。
- ② 被害者の方々が消滅時効の制度により請求を妨げられることのないように対策を講じることを盛り込んだ、東京電力の「総合特別事業計画」（「原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）」第 45 条の規定による計画）の改訂の認定を行った（平成 25 年 6 月）。

（３）除染等の状況

平成 24 年 1 月 1 日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」及び同法に基づく基本方針に基づき、除染を推進している。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境汚染は広範囲に及ぶことから、人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施し、除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管、処分することとしている。

国が直接除染を行う除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、10 市町村について特別地域内除染実施計画を策定した。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、平成 25 年 8 月末時点で、94 市町村（当面策定予定の市町村全て）について除染実施計画の協議を終了している。また、平成 25 年 9 月には除染の進捗状況に関する総点

検を行い、その結果、復興の動きと連携した除染を推進することとした。

中間貯蔵施設については、檜葉町及び大熊町において基本的な調査を終え、双葉町でも現地調査に着手した。また、有識者から構成される検討会を設置し、安全確保策等の検討を進め、平成 25 年 10 月 15 日にその結果を取りまとめ、公表した。

なお、復興の前提となる福島第一原子力発電所の安全性の確保に取り組む。

<参考：除染特別地域における本格除染の進捗状況>

	除染計画の策定	仮置場	除染作業
田村市	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(H25/6 事業終了)
檜葉町	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(実施中)
川内村	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(実施中)
飯館村	○(H24/5/24)	○(一部確保済み)	○(実施中)
川俣町	○(H24/8/10)	○(一部確保済み)	○(実施中)
葛尾村	○(H24/9/28)	○(一部確保済み)	○(実施中)
大熊町	○(H24/12/28)	○(一部確保済み)	○(実施中)
南相馬市	○(H24/4/18)	○(一部確保済み)	○(実施中)
富岡町	○(H25/6/26)	○(一部確保済み)	作業準備中
浪江町	○(H24/11/21)	○(一部確保済み)	入札手続中
双葉町	調整中	調整中	調整中

※ 除染作業の実施には、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得が前提

※ 環境省作成（平成 25 年 8 月末時点）

＜参考：除染特別地域における除染等工事の進捗状況（実施率）＞

	田村市 (6/30 時点)	檜葉町 (9/5 時点)	川内村 (9/2 時点)	飯舘村	川俣町	葛尾村	大熊町
宅地	100%	58%	100%	4%	1%	4%	3%
農地	100%	69%	10%	2%	7%	0.1%	11%
森林	100%	70%	76%	3%	8%	33%	11%
道路	100%	41%	100%	0.6%	0%	1%	6%

※ 実施率は、当該市町村の平成 24・25 年度における除染対象の面積等に対する、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等の割合

※ 除染対象地域の面積等・除染行為が終了した面積等とも、今後の精査によって変わらうる。

※ 環境省作成（平成 25 年 8 月末現在（記載のあるものを除く。））

＜参考：汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率（福島県外）＞

	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	約 9 割	約 9 割
住宅	約 6 割	約 4 割
その他の施設	約 8 割	約 8 割
道路	約 8 割	約 8 割
農地・牧草地	約 9 割	約 6 割
森林（生活圏）	約 4 割	一部

※ 予定数は平成 25 年 8 月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

※ 環境省作成（平成 25 年 8 月末時点）

＜参考：汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率（福島県内）＞

	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約 9 割	約 7 割
住宅	約 6 割	約 2 割
道路	約 5 割	約 3 割
農地・牧草地	約 9 割	約 8 割
森林（生活圏）	約 4 割	約 1 割

※ 計画数は 25 年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、

今後増加する可能性もある。

※ 福島県調査結果を基に環境省作成（平成 25 年 8 月末時点）

（４）放射線による健康への影響等に対する対策の推進

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成 23 年度第 2 次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。また、原子力被災者をはじめとする国民の低線量放射線の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進している。

また、国民の安全を確保し、健康に対する不安を払拭するため、例えば、食品に関しては食品中の放射性物質の基準値を設定し、基準値を超過した食品が流通することのないよう、地方公共団体において主に出荷前の段階で検査を実施するとともに、基準値超過に地域的な広がりが見られる場合に、政府が出荷制限等を指示している。

＜参考：福島県「県民健康管理調査」における基本調査＞

外部被ばく線量を把握するための基本調査では、7 月末時点で約 44 万人（放射線業務従事経験者を除く。）の推計が終了。県全体では、99.8%が 5mSv 未満となっており、この結果について、福島県「県民健康管理調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

表. 原発事故発生直後から 4 ヶ月間の外部被ばく実効線量推計結果

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数	割合（％）		
～1 未満	287, 103	65. 9	94. 8	99. 8
～2 未満	126, 184	29. 0		
～3 未満	19, 541	4. 5	4. 8	
～4 未満	1, 374	0. 3		
～5 未満	561	0. 1	0. 2	
～6 未満	413	0. 1		
～7 未満	241	0. 1	0. 1	0. 2
～8 未満	123	0. 0		
～9 未満	82	0. 0	0. 0	
～10 未満	43	0. 0		

～11 未満	45	0.0	0.0	0.0
～12 未満	31	0.0		
～13 未満	14	0.0	0.0	
～14 未満	11	0.0		
～15 未満	11	0.0	0.0	
15 以上～	11	0.0		0.0
計	435,788	100.0	100.0	100.0
最高値	25mSv			

※ 福島県公表資料を基に環境省作成（平成 25 年 7 月末時点）

※ 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から 7 月 11 日までの 4 か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

<参考：福島県におけるホールボディカウンター検査>

食品の摂取や呼吸により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量は、99.9%以上の方が 1 mSv 未満となっており、この結果について、福島県は「健康に影響が及ぶ数値ではない」と評価している。

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 8 月 31 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	134,182 名	149,566 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	134,183 名	149,592 名

※ 福島県公表資料を基に環境省作成（平成 25 年 8 月末時点）

※ 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

（注）預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの。

5 復興関係制度等の活用状況

(1) 復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成 23 年 12 月 7 日に、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する「東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）」が成立した。

同法に基づき、平成 25 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画が 78 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の 10 市町村、宮城県の 13 市町、福島県の 5 市町において公表されている。

<参考：復興推進計画の認定状況>（平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	10 月 12 日	八戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍・冷蔵施設の整備が促進される。
	8 月 2 日	おいらせ町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	段ボール製品製造設備の整備が促進される。
岩手	3 月 26 日 6 月 11 日 変更認定	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	2 月 22 日	大槌町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	採石プラント増設に伴う設備機器の増強が促進される。
	2 月 22 日	宮古市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	採石プラント増設に伴う設備機器の増強が促進される。
	3 月 26 日	釜石市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業、医療・福祉産業、観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	4 月 12 日	岩手県	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
	5 月 28 日	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	8 月 2 日	釜石市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	LNG 受入・供給施設の整備が促進される。

宮城	12月14日 変更認定	宮城県・ 34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、 地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の 特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子 機械産業等）について、企業の新規立地・投 資及び被災者の雇用が促進される。
	11月6日	女川町	・用途規制の緩和に係る特例（建築基 準法の特例）	第二種住居地域及び商業地域の一部区域に おいて、漁業関連施設や水産加工施設等の建 設を可能とする。
	12月14日	多賀城市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、 地方税）	商業及び飲食業等について、企業の新規立 地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	12月14日	東松島市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、 地方税）	商業及びツーリズム関連産業等について、企 業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進 される。
	2月1日	石巻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	電子部品等の研究開発・生産拠点の再整備が 促進される。
	2月22日	仙台市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	物流センターの新設が促進される。
	2月22日	白石市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	コンピューター制御付き物流センターの新 設が促進される。
	2月22日	大和町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	物流センターの新設が促進される。
	3月26日	岩沼市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、 地方税）	小売業、医療・福祉産業等について、企業の 新規立地・投資及び被災者の雇用が促進され る。
	3月26日	石巻市	・被災者向け優良賃貸住宅の特別償却 等	復興居住区域において、被災者向けの優良賃 貸住宅の供給が促進される。
	3月26日	宮城県	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の 緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の 一部に活用することを通じ、地域の活性化を 促進する。
	4月12日	宮城県・ 10市町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	仮設校舎、事務所、商店等の存続期間を延長 し、生活に必要なサービス等の安定的な供給 を行う。
	4月12日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、 地方税）	水族館、飲食店、小売業等について、企業の 新規立地・投資及び被災者の雇用が促進され る。
	4月23日	宮城県	・漁業法の特例（特定区画漁業権免許 事業）	当該地区における漁業生産の増大、地元漁民 の生業の維持及び雇用機会の創出が促進さ れる。
	4月26日	石巻市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	公益的施設、仮設店舗、仮設工場等の存続期 間を延長し、生活に必要なサービス等の安定

			的な供給を行う。	
6月11日	気仙沼市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。	
9月13日	塩竈市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	店舗、事務所、市庁舎等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。	
福島	11月13日	いわき市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	11月13日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	段ボール原紙製造設備の整備が促進される。
	12月21日	磐梯町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	カメラ用レンズ製造工場の整備が促進される。
	2月1日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	樹脂製造工場の増設が促進される。
	2月1日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍施設の増設が促進される。
	2月1日	田村市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	エンジン関連部品製造工場等の増設が促進される。
	2月1日	川俣町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	機械設備の新設・増設等が促進される。
	2月1日	鏡石町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	医薬品製造工場の新設等が促進される。
	2月1日	三春町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ゴム製品製造業の工場新設が促進される。
	2月22日	下郷町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	行動判別センサー製造工場の増設が促進される。
	7月5日	福島県・59市町村	・公営住宅の入居者要件等の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。
	7月5日	福島県・30市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	8月2日	福島市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	データセンターの整備が促進される。
	8月2日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	物流倉庫の整備が促進される。
	8月2日	田村市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車電装品製造設備の整備が促進される。
	8月2日	天栄村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	義歯製造工場の整備が促進される。
	8月2日	新地町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	LNG基地の整備が促進される。
茨城	10月30日	茨城県・40市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
	1月29日	茨城県・5市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設庁舎や仮設校舎等の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。

	2月1日	日立市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	LNG 基地等の整備が促進される。
	2月1日	ひたちなか市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	建設機械製作工場の新增設や設備増強が促進される。
	2月22日	日立市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	災害医療機能及び高度医療機能を備えた病院の整備が促進される。
	2月22日	下妻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車の排気ガス浄化装置製造工場の新設が促進される。
	2月22日	鹿嶋市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	鹿島臨海工業地帯における共同発電所の新設が促進される。
	2月22日	阿見町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	乳製品製造工場の新設が促進される。
	5月17日	水戸市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設庁舎や仮設校舎等の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。
	8月2日	高萩市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	製剤工場製造設備の整備が促進される。
	9月27日	茨城県・40市町村	・公営住宅の入居者要件等の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。
栃木	11月6日	高根沢町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎の存続期間を延長することが可能となり、地域児童の学習機会を適正に確保する。
千葉	2月22日	旭市	・公営住宅の入居者要件の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。
	8月27日	香取市	・公営住宅の入居者要件の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。

<参考：復興整備計画の公表状況>

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計 10 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、野田村)	計 119 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 20 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 37 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (大船渡市等の計 44 地区) ・土地改良事業 (釜石市の計 1 地区) ・その他施設(例：サケふ化場)の整備に関する事業 (宮古市等の計 41 地区)	・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 40 地区)
宮城	○計 13 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 261 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 25 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 186 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 27 地区) ・その他施設(例：太陽光発電)の整備に関する事業 (石巻市等の計 57 地区)	・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 160 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 48 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 14 地区)
福島	○計 5 市町 (いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、新地町)	計 144 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 54 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 58 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 6 地区) ・その他施設(例：植物工場)の整備に関する事業 (いわき市等の計 29 地区)	・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 68 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 14 地区)

※ 復興庁作成(平成 25 年 9 月末時点)

(2) 復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、すべての地方負担に手当を行ったほか、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。

平成 25 年 3 月の第 5 回配分時には、復興のステージの高まりに対応した採択対象の拡大、効果促進事業の使い勝手を向上するための制度の見直し（効果促進事業の一括配分（予算の一定割合を先渡し）の用途を限定列举したポジティブリストの廃止等）といった更なる運用の柔軟化を実施した。

これまでに、交付可能額通知を 6 回行っており、その事業費は 2 兆 1 億円（うち国費 1 兆 6,230 億円）となっている。

<参考：復興交付金（県別の交付可能額）>

第 1 回：平成 24 年 3 月 2 日 第 2 回：平成 24 年 5 月 25 日

第 3 回：平成 24 年 8 月 24 日 第 4 回：平成 24 年 11 月 30 日

第 5 回：平成 25 年 3 月 8 日 第 6 回：平成 25 年 6 月 25 日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	41.7	5,662.4	11,163.0	2,615.2	385.7	8.1	3.0	103.1	1.1	16.4	20,000.7
（うち第 1 回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.9	—	—	3,054.9
（うち第 2 回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第 3 回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第 4 回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第 5 回）	—	1.3	510.3	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,539.8
（うち第 6 回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.1	—	632.0
国費	0.7	34.2	4,625.9	9,065.8	2,103.8	296.6	6.1	2.2	80.0	0.9	13.5	16,229.8
（うち第 1 回）	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
（うち第 2 回）	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
（うち第 3 回）	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
（うち第 4 回）	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
（うち第 5 回）	—	1.0	406.7	1,307.4	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,997.9
（うち第 6 回）	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.1	—	527.2

※ 県別、単位は億円

※ 復興庁作成（平成 25 年 9 月末時点）

<参考：復興交付金（主な事業）>

- ・ 防災集団移転促進事業
（28 市町村（218 地区、約 3.2 万戸）、約 4,693 億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業（56 市町村（約 1.7 万戸）、約 4,729 億円）
- ・ 道路事業（47 市町村、約 2,308 億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（34 市町村、約 1,695 億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（20 市町村、約 1,335 億円）
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（35 市町村、約 939 億円）

（３）地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）の活用状況

原子力被災 12 市町村における帰還加速と区域の荒廃抑制を行うために、平成 24 年度に創設した。

福島県の原子力被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策が可能であり、平成 25 年 9 月末時点で、約 35 億円の契約を締結した。

（４）コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の活用状況

長期避難者の生活拠点の形成を支援するために、平成 25 年度に創設した。災害公営住宅の整備、関連する基盤整備、コミュニティ維持などのソフト施策の実施が可能であり、平成 25 年 9 月 20 日に約 23 億円の交付可能額通知を行った。

（５）子ども元気復活交付金（福島定住等緊急支援交付金）の活用状況

子育て世帯の帰還・定住を促進するために、平成 25 年度に創設した。公的な賃貸住宅の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設整備等が可能であり、平成 25 年 7 月 2 日に約 28 億円の交付可能額通知を行った。

（６）東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構

被災事業者の二重債務問題に対処するため、平成 23 年 10 月以降、産業復興相談センターが岩手県、茨城県、宮城県、福島県、青森県、千葉県、の 6 県に順次設置され、産業復興機構が青森県を除く 5 県に設置された。

産業復興相談センター・産業復興機構では、これまでに 2,512 件の相談があり、買取決定 172 件を含む 381 件が金融機関等による金融支援の合意に至った（平成 25 年 9 月 27 日時点）。

さらに、平成 23 年 11 月 21 日に、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）」が成立し、同法に基づき、東日本大震災事業者再生支援機構が設置され、平成 24 年 3 月より業務を開始している。

業務開始後、これまでに 1,477 件の相談があり、279 件の支援決定を行った（平成 25 年 9 月 30 日時点）。

（７）個人債務者の私的整理に関するガイドライン

住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等の二重債務問題に対処するため、平成 23 年 7 月 15 日に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定された。

このガイドラインは、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである。

「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設置され、同年 8 月 22 日からガイドラインの適用を開始した。

これまでの個別相談件数は 4,704 件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は 829 件、債務整理の成立件数は 563 件となっている（平成 25 年 9 月 27 日現在）。

Ⅱ 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んできた。

震災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況に応じて、住宅再建・復興まちづくりの加速化、なりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の課題がある。

平成 24 年 12 月以降、政府は、現場主義に立って、復興庁が司令塔としての真価を発揮できるよう、体制や取組の総点検を行った。平成 25 年 1 月、以下の 3 点を中心に取り組むことを決定し、復興の加速化に取り組んでいる。

- ・ 「集中復興期間」における復旧・復興事業の規模と財源を見直し、財源として 25 兆円程度を確保
- ・ 福島復興に関し、現地で即断即決するための体制の整備
- ・ 住宅再建やまちづくり、なりわいの再建等に関する復興加速策の具体化と推進

(1) 復興財源フレームの見直し

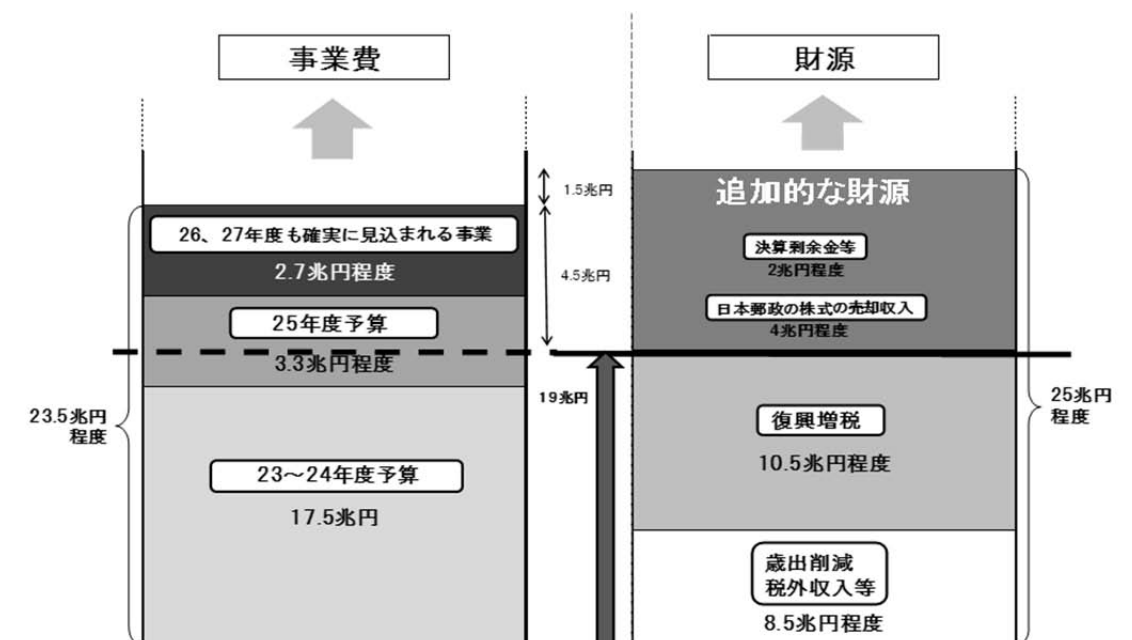
平成25年 1 月29日に、平成25年度予算編成にあわせて「集中復興期間」（平成23年度～平成27年度）における復旧・復興事業の規模と財源について見直すことを決定した。

事業規模については、平成23年度から平成24年度までの間に予算に計上された施策・事業に加え、平成25年度予算案における施策・事業、さらに、平成26年度及び平成27年度に確実に実施が見込まれる施策・事業を合わせて少なくとも23.5兆円程度（国・地方合計（公費分））と見込まれる。また、財源については、「集中復興期間」における復旧・復興に充てる財源として、これまで確保されていた19兆円程度に加えて、日本郵政株式の売却収入として見込まれる 4 兆円程度を追加する他、平成23年度決算剰余金等により 2 兆円程度を確保することにより、「集中復興期間」の財源として、合計25兆円程度を確保することとした。

この他、今後の進め方として、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直した上で、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保することとし、これを踏まえ、被災地の復旧・復興のための施策・事業の規模と財源の枠組みについて、必要に応じ見直しを行うこととした。なお、

復興関連予算について不適切使用等の批判を招くことがないよう使途の厳格化を行うこととした。

<参考：集中復興期間の復旧・復興事業の規模と財源（概要）>



(2) 福島・東京二本社体制

① 福島復興再生総局の設置

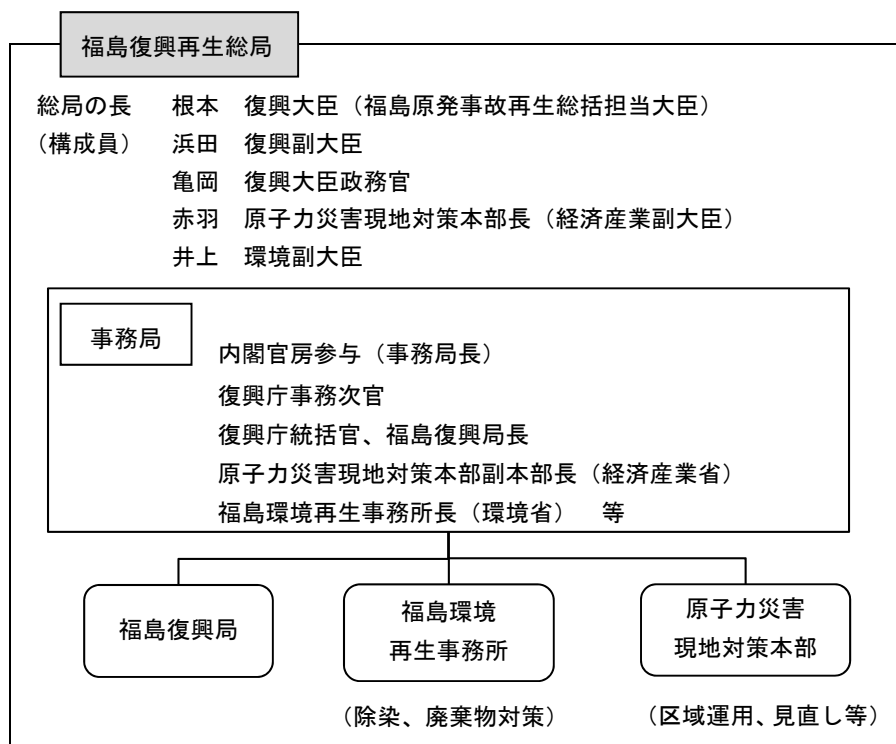
原子力災害からの福島の復興に関連する施策について、現地の実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断・実行するため、平成25年2月1日に、復興大臣をトップとして現地の担当副大臣・大臣政務官で構成される「福島復興再生総局」を福島県福島市に設置した。

この総局は、復興庁の司令塔機能を強化しながら、復興大臣が直轄する、いわゆる「福島・東京二本社体制」とするものであり、復興庁の福島駐在である復興副大臣及び大臣政務官の他、経済産業副大臣（原子力災害現地対策本部長）及び環境副大臣を構成員とする。

事務局は、内閣官房参与を事務局長とするほか、復興庁の事務次官及び統括官に加え、福島復興局、福島環境再生事務所、原子力災害対策本部事務局の現地トップを配置し、事務局長を中心として、事務方トップクラスを常駐させ、現地で対応すべき課題について即断即決できる体制とした。

また、福島復興局に、除染・廃棄物対策を担当する福島環境再生事務所と、区域運用・見直し等を担当する原子力災害現地対策本部の関係職員を集め、これらの現地組織を一体的に運用することとした。

<参考：福島復興再生総局の体制>



② 福島復興再生総括本部

復興大臣の下に、関係省庁の諸政策を総括し、総合的かつ強力に原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、東京に復興大臣が直轄する「福島復興再生総括本部」を設置した。

この本部は、復興庁と各府省庁（警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム、消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁等）の局長クラスを本部員として構成され、各府省庁の本部員を復興庁に併任することにより、復興大臣が直接指揮する体制とした。

また、事務体制を強化するため、福島担当統括官を新設するなど、現地の総局で解決できない課題は、東京の総括本部を活用して迅速に処理することを可能とした。

(3) 復興加速策の具体化・推進

① 住宅再建やまちづくり、なりわいの再建等

津波被災地域の住民の定着促進のため、平成 24 年度補正予算において、取崩し型復興基金の積増し等について、震災復興特別交付税の増額措置が講じられた。

被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成した。また、これと併せて、実現及び加速化のための措置を施策パッケージにして公表した（平成 25 年 3 月）。以降、第二弾（平成 25 年 4 月）、フォローアップ（平成 25 年 6 月）、第三弾（平成 25 年 10 月）を取りまとめ、復興事業のあい路に対し、早期に手順や手続きの見直しを行うなど、円滑な事業の推進、加速化を積極的に進めた。

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還における雇用の場の確保に取り組んだ。ふくしま産業復興企業立地補助金については、平成 25 年 9 月までに 380 件、約 1,932 億円の支援を行った。津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、平成 25 年 9 月までに 151 件、約 666 億円の採択を行った。

また、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づきその計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合の支援を実施しており、平成 25 年度からは、支援対象に共同店舗の新設や街区の再配置等を追加することにより、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援した。

② 福島復興・再生の加速化

福島の復興・再生の加速化のため、平成 24 年度補正予算で、避難解除区域への帰還を促進するとともに直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全のための事業を新設した。平成 25 年度予算においても、長期避難者の生活拠点を形成するための事業や福島で安心して定住できる環境を整備するための事業を新設した。

2 住宅再建・まちづくりの加速化

津波等の被災地においては、住宅再建やまちづくり等の復興事業について、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、事業の円滑な推進にあたっては、所有者不明等の土地の扱い、埋蔵文化財発掘調査との調整、資材等の不足、入札不調などの問題に迅速かつ適切に対応することが必要となってきた。

このため、復興大臣の下に関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を検討し、復興事業の加速化を進めるための施策パッケージを累次にわたり取りまとめた。

(1) 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ（第一弾）

岩手県、宮城県及び福島県からの報告に基づき、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地である民間住宅等用宅地と災害公営住宅の整備に係る工程表（「住まいの復興工程表」）と「住まいの復興工程表」の実現及び加速化のための主な措置からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ（第一弾）」を平成 25 年 3 月に公表した。

① 「住まいの復興工程表」

被災者が住まいの確保について見通しが持てるよう、岩手、宮城及び福島 の 45 市町村における民間住宅等用宅地及び災害公営住宅について、地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標の見通しを公表し、四半期毎に更新することとした。

<参考：住まいの復興工程表（平成 25 年 9 月末時点）>

（単位：戸）

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 以降	(調整中)	計
岩手県	民間住宅 等用宅地	2	285	1,307	5,126	8,542	(295)	8,837
	災害公営 住宅	118	689	2,405	5,358	6,079	(0)	6,079
宮城県	民間住宅 等用宅地	102	654	2,851	6,190	11,226	(831)	12,057
	災害公営 住宅	50	1,540	7,259	12,424	—	(2,918)	15,342
福島県	民間住宅 等用宅地	48	512	758	758	2,469	(0)	2,469
	災害公営 住宅	80	357	2,310	3,171	—	(435)	3,606

※ 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

② 「住まいの復興工程表」の実現及び加速化のための主な措置

用地取得の迅速化、埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化、資材・人員不足への対応等の施工の円滑化、発注者支援等の事業実施のあい路の克服に向けた取組を取りまとめた。

<参考：主な加速化措置>

項目	主な具体的対応
用地取得の迅速化	○ 地方自治体に対する関係省庁・県の専門家による実務支援チームの支援 ○ 土地収用法上の事業認定手続において、柔軟な審査による審査期間の短縮（標準処理期間 3 ヶ月を 2 ヶ月以内へ） 等
埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化	○ 全国から発掘担当者を派遣 等
資材・人員不足への対応等の施工の円滑化	○ 公共による公共事業専用プラントの新設 ○ 原材料の資材の地域外からの調達 ○ 被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興 JV の導入

	○ 発注ロットの大型化 等
発注者支援	○ 全国の地方自治体からのさらなる職員派遣 ○ 複数地区の設計業務と工事を一括して発注する CM 方式の導入 等

（２）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）

住宅や復興まちづくり事業の着工段階を迎え、地権者が不明であることにより、用地取得が困難な場合等に迅速な対応が取れるよう、用地取得等の手続面での簡素化を図ることを中心に加速化措置を取りまとめ、平成 25 年 4 月に公表した。

また、これらの取組については、必要事項を通知等にて地方自治体等へ周知徹底した上で、着実に実施した。

<参考：主な加速化措置>

項目	主な具体的対応
防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化	○ 防災集団移転促進事業において、土地取得困難地のある場合等に、事業計画の変更手続の大幅な簡略化 (補助対象事業費の 20%未満の場合に届出のみとする)
土地収用手続の効率化	○ 土地収用法上の事前説明会を他の説明会と兼ねて開催することによる効率化 ○ 収用裁決手続において、指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等による手続の円滑化 等
財産管理制度の円滑な活用	○ 最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を要請 ○ 裁判所で行っている以下の取組状況について最高裁事務総局から聴取 ① 地方自治体との連携、地方自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ② 通常必要な手続の代替として、行方不明者届・未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ③ 書記官等約 25 人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備
所有者不明土地に係る手続の円滑化	○ 不明地権者の調査の補償コンサルタント等への委託 ○ 土地区画整理事業において、公示送達制度の適切な運用等

	を通じ所有者不明の土地の換地処分の推進 等
造成工事等の早期着手	○ 防災集団移転において、土地所有者の同意により事業の大臣同意前に埋蔵文化財調査の実施が可能 ○ 土地区画整理において、起工承諾による工事着手 ○ 復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式の選択 等
設計労務単価の改訂	○ 平成 25 年度の公共工事設計労務単価を改訂（前年度と比べ、被災 3 県の全職種平均で約 21%の上昇）

（３）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置のフォローアップ

公表した加速化措置第一弾及び第二弾のフォローアップを行い、第二弾以降の新たな加速化措置を含め短期間で積極的な取組が進められていることを確認するとともに、これまでの措置をより効果的に推進するためのモデルによる試行や現地に即した工夫を促すことで加速化を図った。

（４）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第三弾）

復興事業が本格化し、住宅再建や復興まちづくりが進み出してきた段階において、未だ課題として残る用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるとともに、住宅再建のさらなる迅速化を図る措置を取りまとめ、平成 25 年 10 月に公表した。

また、復興の加速化を支援するため、復興の進捗状況の可視化及びこれまでの加速化措置の地方自治体等への周知徹底を図った。

<参考：主な加速化措置>

項目	主な具体的対応
用地取得の加速化	○ 権利者調査や用地交渉の外注の促進 ○ 財産管理制度の手続の迅速化 ・ 円滑化（裁判所の取組） ① 財産管理人の選任申立てに係る提出書類等において柔軟な対応 ② 財産管理人の候補者（弁護士・司法書士）の確保 ○ 土地収用制度の手続の迅速化 ① 任意買収と並行した収用手続の進行 ② 所有者が不明の場合の簡便な手続（氏名・住所の記載不要、通知不要）を明確化 等

住宅再建の加速化	○ 適正な契約価格の設定 ① 被災３県における災害公営住宅に係る標準建設費引上げ ② 東日本大震災の被災地で適用する積算基準の策定 ○ 災害公営住宅分野における建築資材の需給見通し等に関する情報連絡会の設置 ○ 防災集団移転促進事業の計画変更手続の簡素化及び周知（土地の価格上昇に伴う事業費の 20%以上の変更等の場合） ○ 防災集団移転促進事業の跡地利用等の促進 ① 防災集団移転促進事業の跡地について、譲渡や交換が可能であることを明確化 ② 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用 等
加速状況の見える化	○ 復旧・復興の進捗状況に係る国、地方自治体等の情報を一元化し、復興庁ホームページ等において提供 ○ これまでの加速化措置をまとめ、地方自治体等へ周知徹底

3 原子力災害からの復興に向けた取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 25 年 7 月 1 日時点で約 195 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災前の水準に回復していない。

政府は、避難指示により避難を余儀なくされた住民をはじめ、原発事故の被災者に対して、様々な施策を講じてきたが、放射性物質による環境汚染に加え、健康不安や風評被害が、健康・生活・安全・産業等に多大な影響を及ぼし、かつ、原発が設置されている双葉郡に止まらず、浜通りや中通り、会津地方を含めた福島県全域に広がっている。

（１）福島復興・再生に係る制度的な取組

福島全域にわたって、住民が、健康・仕事・暮らし等、あらゆる面で困難な状況に直面し、福島の地方公共団体自身も問題を抱えるといった事情に対応し、福島の復興と再生を一層推進するため、平成 25 年 5 月 10 日に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同日に公布・施行された。同法は、コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）を創設するとともに、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域等における税制優遇措置の対象拡充等を行うものである。

また、「福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）」に基づく福島復興再生基本方針を踏まえ、平成 24 年 12 月 17 日に、「福島復興再生基本方針関連施策」に基づいて政府が講ずる具体的な施策や事業を取りまとめた。

さらに、平成 25 年 7 月 11 日の改訂により、放射線による健康不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のため、政府が着実に実施すべき施策をはじめ、産業の復興及び再生のための施策や新たな産業の創出等のための施策を追加した。

加えて、同方針に則して、避難指示が解除された区域、避難指示解除準備区域及び将来的な住民の帰還を目指す区域の復興・再生や帰還促進のための取組を具体化する「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年 3 月 19 日に策定するとともに、平成 25 年 4 月 26 日に再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する「重点推進計画」（福島県作成）を、平成 25 年 5 月 28 日に福島の産業全般の復興・再生の推進を図る「産業復興再生計画」（福島県作成）をそれぞれ認定した。

（２）公共インフラの復旧の取組

公共インフラの復旧においては、避難指示区域の見直しの動向や空間放射線量の低減状況などを踏まえ、住民の帰還に向けて手順やスケジュール等を示した工程表を平成 24 年 8 月以降、市町村ごとに順次作成し 10 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村）について公表した。

その後、平成 25 年度予算成立を踏まえて見直しを行った。工程表を作成した市町村では、工程表を基に情報の共有化を図りながら早期復旧を目指している。

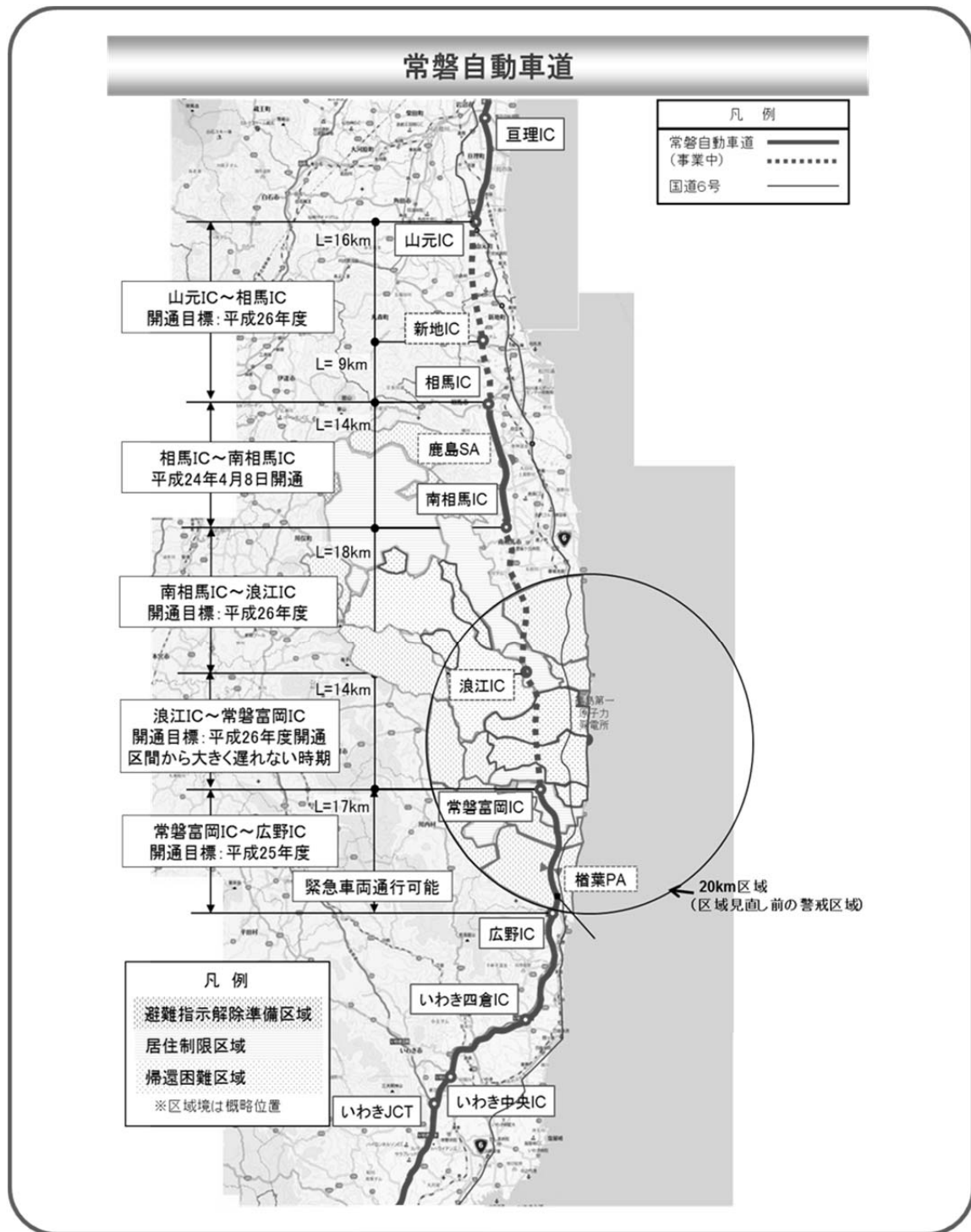
また、区域ごとの復旧方針として、避難指示解除準備区域では、住民の帰還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進めることとしている。居住制限区域では、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組んでいる。帰還困難区域では、放射性物質による汚染レベルが極めて高いことから基本的に作業は困難であるが、避難指示解除準備区域において日常生活に必須であるインフラ施設や、生活関連サービス等を復旧するために不可欠で広域的に利用されている施設の復旧等、避難指示が解除された区域または避難指示解除準備区域の復興に必要不可欠な事業に取り組んでいる。

特に、地域の復興の要である常磐自動車道については、平成 25 年 6 月をもって除染作業を完了し、並行して既に復旧・整備工事に着手している。広野 IC～常磐富岡 IC 間は平成 25 年度内に、浪江 IC～南相馬 IC 間は平成 26 年度内に、常磐富岡 IC～浪江 IC 間は平成 26 年度内を目指す他の開通区間に大きく遅れることなく開通することを目指している。

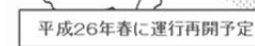
JR 常磐線については、平成 26 年春の楡葉町の帰町判断に合わせ広野～竜田間を運行再開する予定であり、原ノ町～竜田間については、まちの復興に合わせて再開できるよう復旧準備を進める。

さらに、避難指示区域内で生じる工事廃棄物等について円滑な処理を行うため、国、県、市町村等の関係する機関が連携・調整を行い課題の解決を図ることを目的とした連携協議会を設立した。

<参考：広域インフラの復旧状況>



H25.8.2



(3) 避難指示区域等への帰還に向けた取組

平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に被災 11 市町村に設定された避難指示区域については、警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じて避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の 3 つの区域の再編が進められ、平成 25 年 8 月 7 日、川俣町の区域見直しにより、完了した。

これにより、今後 1、2 年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域においては、避難住民の帰還に向けた取組が新たな段階を迎えることになる。

政府では、平成 25 年 3 月 7 日に「早期帰還・定住プラン」を取りまとめ、帰還を望む住民の一日も早い帰還を実現するため、避難指示解除を待つことなく、国が前面に立って速やかに実施すべき施策を取りまとめた。まずは、帰還・定住を加速していく上で基礎となる環境整備を行い、帰還準備の本格化に備えるため、国は以下の 6 つの取組を中心に進める。

- ・ インフラの早期復旧
- ・ 災害廃棄物等の処理の着実な実施
- ・ 除染・中間貯蔵施設の着実な進展
- ・ 安全・安心に向けた取組
- ・ 十分な予算の確保と柔軟な執行
- ・ 賠償の丁寧かつ迅速な対応

また、早期に帰還される住民の生活再開が円滑に進むよう、特に以下の 3 つの分野について、重点的に取組を進める。

- ・ 生活環境の整備
- ・ 産業振興・雇用の確保
- ・ 農林水産業の再開

例えば生活環境の整備については、日常生活に必須のインフラだけでなく、医療・介護・商店等の生活関連サービスの復旧・再開を速やかに進める必要がある。このような、早期帰還・定住にとってあい路となっている様々な課題について、福島復興再生総括本部と福島復興再生総局の枠組みを最大限機能させることによって、速やかに解決する。

なお、平成 24 年度補正予算において、地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）を創設し、福島県の被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施している。

(4) 長期避難者に対する支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。以下の取組により、長期避難者の生活拠点の整備に係る一定の枠組みを整えた。

① 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の開催

長期避難者の生活拠点（町外コミュニティ）の整備に向け、国、福島県、受入自治体及び避難元自治体による協議会を設置し、第1回を平成24年9月22日に開催し、第2回を平成25年6月9日に開催した。

現在、受入自治体毎に設置している個別部会において、復興公営住宅の整備をはじめとした具体的な協議を行っている。

必要となる復興公営住宅の戸数は、平成24年度に実施した住民意向調査を基に、全体でおおむね3,700戸程度と見込んでおり、平成27年度までに入居できるよう取り組んでいる。

② コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の創設

平成25年度予算において、コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）を創設し、災害公営住宅の整備を中心に、道路改良や学校施設の増設等の関連基盤整備事業や、受入自治体や避難者の実情に応じたソフト事業を柔軟に実施できるようにした。

③ 受入自治体への財政支援

避難者受入に係る財政措置の充実を図る観点から、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）」の避難住民の受入れ経費に係る市町村分の特別交付税措置について、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直しを行うこととしている。

④ コミュニティ研究会の設置

長期避難者の将来的な帰還に向けて、避難者の良好なコミュニティ確保に努めていくため、平成25年7月24日にコミュニティ研究会を設置した。国、福島県、受入自治体及び避難元自治体が、有識者等の意見を聴取しながら、ハード・ソフト両面にわたって検討を実施している。

(5) 住民意向調査の実施

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、住民意向調査を実施している。平成 25 年度は、10 市町村を対象に実施する。調査結果を踏まえ、復興公営住宅の整備計画の精査等を行う。

(6) 原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）」は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

同法の趣旨を踏まえ、福島県等において避難せずに生活続ける住民への支援や自主避難された住民への支援、避難先から帰還する住民への支援など、原発事故の被災者に対する各省庁の支援施策を取りまとめ、平成 25 年 3 月 15 日に「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」として公表した。

特に、平成 25 年度予算においては、子ども元気復活交付金（福島定住等緊急支援交付金）を創設し、子育て世帯の帰還・定住を促進するために、公的な賃貸住宅の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設整備等、さらにはこれと一体となって整備の効果を増大するプレイリーダーの育成等のソフト施策を実施できるようにした。

さらに、その後の関係省庁における支援施策の新規実施や拡充の検討も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」について、平成 25 年 10 月 11 日に閣議決定を行うとともに、同日付けで国会に報告した。

(7) 除染加速のための取組

平成 25 年 1 月 11 日、除染の加速と復興の推進を一体的に進めるために、復興大臣・環境大臣の下に関係省庁からなる「除染・復興加速のためのタスクフォース」を設置し、除染と復興関連の政策目的を同時に達成するための具体的な方策について、省庁横断的に検討を行った。

平成 25 年 4 月 19 日、第 2 回タスクフォースを開催し、以下 4 点について、各府省庁から中間報告を行った。

- ・ 除染の新技術の利用拡大

- ・ 除染とインフラ復旧の一体的推進
- ・ 農地の除染と農業生産性向上の同時達成
- ・ 森林の除染と林業の発展のための方策

また、平成 25 年 9 月 10 日、環境省において除染の加速化・円滑化のための施策を発表した。

平成 25 年 9 月 4 日、中間貯蔵施設の整備と密接に関連する福島復興再生に係る各種施策の総合的な実施を推進するとともに、被災地の現場において地元関係機関との円滑かつ迅速な協議等を行うため、復興大臣及び環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置した。

(8) 産業・雇用の課題と取組

原子力災害による被害を受けた福島全体の産業の復興及び再生を早急に図るためには、放射性物質による直接の被害に対処するのみならず、産業・雇用の回復に万全を期することが重要である。

具体的には農産品等における福島ブランドの再生、農林水産業の復興及び再生、中小企業をはじめとした産業活動の活性化、観光の振興等について、福島全域を対象として相互の取組を有機的に連携させた一体的かつ総合的な取組を行っている。

さらに、避難指示区域等に指定された市町村については、上記に加え、その特殊な状況に応じた対応が必要となる。震災以前の双葉 8 町村の産業・雇用の状況は、就業者約 3 万 5 千人中、約 1 万人が東京電力株式会社やその他関連産業等に従事し、域内総生産の 6 割超を占めるなど、震災前には電力関連産業に大きく依存していた。

特に、放射線量の高い大熊、双葉、浪江、富岡の 4 町が双葉郡の人口の約 76%、総生産の約 67%を占めていたが、福島第一原子力発電所の事故によりその経済構造に大きな影響がもたらされた。

まずは製造業等の再開支援や企業等の誘致による雇用の進展を図りつつ、廃炉作業、除染・インフラ復旧等、当該地域に必要な事業を地元雇用 に配慮しながら行い、当面の雇用を確保していくことが課題である。

このため、平成 24 年度補正予算により、原発事故の影響で牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、平成 29 年度末までに、平成 23 年度以降に農産物生産の中止を余儀なくされた農地面積の 6 割で営農再開を図ることを目標とし、除染後農地の保管理や営農再開に向けた作付実証等に対する支援を講じている。

また、原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指示が解除された地域をはじめとする福島県において工場等を新增設する企業に対する補助を実施した。

再生可能エネルギー分野では、発電設備の導入等に対する補助や市民のための再生可能エネルギー発電の体験設備、展示パネルの設置等の支援を実施した。また、浮体式洋上ウィンドファームの実用化を目指し、福島県沖に世界最先端の浮体式洋上風力発電システムを設置し、洋上風力発電技術の確立を行うとともに、安全性・信頼性・経済性の評価を行っている。

(9) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品をはじめとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。風評被害を含む放射性物質による影響の低減又は克服に向けて、政府は、放射線のモニタリング結果等の国内外への情報発信、販路拡大支援、観光業の振興支援、国際会議誘致等に取り組んでいる。

このため、平成 25 年 3 月に、復興庁及び関係省庁から構成される「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「対策パッケージ」を取りまとめ、平成 25 年 4 月 2 日に公表した。

これは、福島をはじめとした原子力災害地域における風評被害の低減等を目的として、復興庁が要となり、平成 25 年度予算案を中心に各省庁における取組を取りまとめたものであり、政府による取組としては、被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。具体的な施策としては、主に以下の 4 点が挙げられる。

- ・ 被災地産品の放射性物質検査や、空間線量把握等の確実な実施
- ・ 放射性物質の健康影響等を含めた正確で分かりやすい情報提供
- ・ 被災地産品の販路拡大や新商品開発等への支援
- ・ 国内外から被災地への誘客促進

さらに、諸外国に対しても、諸外国が実施してきた輸入規制の緩和・撤廃を働きかけるとともに、政府一体となって我が国が実施している安全確保のための措置等の情報提供を行った結果、マレーシアやエクアドル等において全面的に輸入規制措置が解除されるなどの規制の撤廃や緩和の動きが見られている。

4 「新しい東北」の創造に向けて

我が国の人口減少・高齢化・産業の空洞化等といった課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、震災復興を契機として、これらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」の形成が期待されており、全国に先駆けて取り組んでいく必要がある。

(1) 復興推進委員会における審議過程

復興推進委員会において、平成 25 年 2 月に、震災からの 2 年間の取組が総括された後、平成 25 年 3 月から、復興の加速化とともに、「新しい東北」の創造について、調査・審議が開始された。

調査・審議を行うに当たり、問題解決の鍵は現場にあるとの認識に立ち、現地調査を行うとともに、被災地の声を丁寧に聞きつつ、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起こしが行われた。

また、被災地をよく知る各分野の専門家を集めたテーマ別の 5 つの懇談会を設け、専門的見地からの検討が行われた。これらの成果について、復興推進委員会において、全体的視点から議論が行われ、平成 25 年 6 月に「新しい東北」の目指すべき目標像や施策の方向性について、中間的な取りまとめが行われた。

中間取りまとめでは、「新しい東北」の将来像として、以下の 5 つの社会を取り上げ、その目標像とそれに向けての現状及び今後の目指すべき施策の方向性を示した。

- ・ 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・ 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・ 持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・ 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・ 高い発信力を持った地域資源を活用する社会

(2) 今後の取組

中間取りまとめで示した「新しい東北」の取組を進めるため、被災地で既に芽生えている先進事例を育て、他の被災地に横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくことを目指して、地域の先駆的な取組を加速化するためのモデル事業を実施するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築している。

併せて、関係府省庁が、成長戦略等に基づいて実施する施策（「研究開発」

等)の東北での重点的な展開を進めることとしている。被災地の住宅再建や復興まちづくりを進める中で、これらの成果を被災地全体に展開していくこととしている。

5 予算・決算

(1) 予算

平成 24 年度復興予備費使用決定額は 3,396 億円であり、その内訳は以下のとおりである。

- ① 平成 24 年 10 月 26 日閣議決定の予備費使用決定額 1,203 億円
 - ・ 地域経済産業復興立地推進事業費補助金 402 億円
福島県における地域経済産業復興立地推進事業の基金造成に要する経費
 - ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 801 億円
地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等に要する費用を補助する経費。
- ② 平成 24 年 11 月 30 日閣議決定の予備費使用決定額 2,193 億円
 - ・ 災害救助費等負担金 596 億円
応急仮設住宅への風呂の追い炊き機能の追加、家財道具を収納するための物置の設置等の経費
 - ・ 災害援護貸付金 156 億円
災害援護貸付金の貸付けに要する経費
 - ・ 地域医療再生臨時特例交付金 380 億円
地域医療再生基金の積増し
 - ・ 福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業 134 億円
福島県において、医療機器の開発・安全対策、事業化支援等に資する機能整備等を支援
 - ・ 株式会社日本政策金融公庫に対する出資金 252 億円
株式会社日本政策金融公庫に対する出資に必要な経費
 - ・ 公立学校施設の耐震化の推進 581 億円
公立学校施設の耐震化事業 等

平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算編成に万全を期し、両予算一体として被災地の復興の加速化を図るとともに、平成 24 年 12 月 27 日の臨時閣議における平成 24 年度補正予算の編成方針において、重点三分野の一つである「復興・防災対策」について、被災地の要望等を踏まえ、以下の 4 つの観点に基づき、東日本大震災復興特別会計に復興関係経費として 3,177 億円を計上した。

- ① 避難指示が出された12市町村における住民帰還の加速や区域の荒廃抑制のため、国が前面に立ってきめ細かに対応出来る事業の創設
 - ・ 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業） 208億円
- ② 被災地の現状に対応するための新たな措置を緊急的に実施
 - ・ 津波による被災地域における住民の定着促進を通じた地域の復興等（震災復興特別交付税の増額） 1,214億円 等
- ③ 「新たな東北」の創造のための拠点整備
 - ・ 福島県環境創造センター（仮称）整備事業 113億円
- ④ 条件の整った事業を前倒して実施
 - ・ 震災等緊急雇用対応事業 500億円 等

また、本補正予算において、別途、復興債の償還及び発行減額のための財源として1兆2,685億円を確保し、これにより、平成25年度に復興事業を速やかに実施していくことを可能としている。なお、所要額の計上に当たっては、以下の点についても考慮した。

- ・ 平成24年度予算の執行状況も踏まえつつ計上。
- ・ 復興予算の使途についての国会での議論等を踏まえ、被災地向け予算であるかどうかについて個別事業ごとに厳格な精査の上で計上。

平成25年度東日本大震災復興特別会計予算は4兆3,840億円（平成25年度暫定予算計上額は、5,002億円）であり、平成25年度復興庁予算については、復興庁が司令塔となって復興の加速化に資するよう本格的な予算を編成し、福島を含む被災地全体の諸課題について、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応するとともに、国が前面に立って福島の深刻な諸課題に対応出来るよう、事業制度を創設した。

項目としては、主に以下の4点である。

- ・ 復興庁の司令塔機能の強化
- ・ 東日本大震災復興交付金の増額
- ・ 福島の復興・再生の加速化
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の創設

平成25年度復興庁東日本大震災復興特別会計予算の概要は以下のとおり

である（括弧内は平成 24 年度予算額）。

- ・ 被災者支援 1,883（920）億円
被災者の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、コミュニティの弱体化、孤立化が問題となっている中で、心のケア等を支援するための予算を計上。
- ・ まちの復旧・復興 16,670（11,854）億円
本格的な復旧や復興に向けた公共インフラ等の整備を事業計画及び工程表に沿って推進するための予算を計上。
- ・ 産業の振興・雇用の確保 3,075（2,920）億円
津波浸水地域等における産業の本格的な復興や雇用の確保のために必要な予算を計上。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 7,264（4,655）億円
国が前面に立って福島 of 深刻な諸課題に対応できるよう、新たな事業制度を創設するなど、原子力災害からの福島の復興及び再生を加速するために必要な予算を計上。
- ・ 東日本大震災復興推進調整費 100（50）億円
復興庁の司令塔機能を強化しつつ、諸制度の隙間を埋め、復興に関し国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施。
- ・ 復興祈念施設基本構想検討調査費 0.5（—）億円
東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる森や丘等（復興祈念施設）を整備するための基本構想の作成に向けた検討・調査を推進。

（2）決算

平成 24 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額 4 兆 9,706 億円に対し収納済歳入額は 5 兆 222 億円であって、予算額との差は 515 億円の増収である。

歳出については、歳出予算現額 4 兆 9,706 億円に対し支出済歳出額は 3 兆 1,522 億円、翌年度繰越額 1 兆 6,327 億円及び不用額 1,857 億円である。

このため、収入済額と支出済額の差額として 1 兆 8,700 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

(3) 復興関連予算使途の厳格化

① 復興関連予算について

東日本大震災から現在までの諸情勢の変化を踏まえ、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策のみを東日本大震災復興特別会計に計上することを基本とし、使途の厳格化を図った。

被災地向け予算については、復興庁が所管する一括計上予算として、東日本大震災復興特別会計に計上する。

全国向け予算については、次に掲げるものを除き、東日本大震災復興特別会計に計上しないこととした。

- ・ 巨大津波による被害を受けて新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業であって、大規模地震の対策地域において、東日本大震災の最大の教訓である素早い避難の確保を後押しする観点から実施され、集中復興期間中に完了するもの
- ・ 子どもの安全確保に係る学校の耐震化事業であって、耐震強度や即効性などに照らし特に緊要性の高いもの

ただし、東日本大震災復興特別会計に属する既往の国庫債務負担行為に基づき既に契約された事業の各年度における歳出化経費については、契約の法的安定性を確保する観点から、経過措置として、引き続き、東日本大震災復興特別会計に計上することもやむを得ないものとする。

② 全国向け事業に係る基金について

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないように、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算について使途の厳格化を図った。

この際、平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度当初予算において造成された基金については、支出済みであったため、対象外となっていたが、平成 25 年 7 月に、これらの基金についても更なる使途の厳格化を行うこととした。

具体的には、16 基金 23 事業（国からの予算執行額 1 兆 1,570 億円）のうち、執行済み及び執行済みと認められるもの（既に交付決定済みのもの、契約済みのもの又は事業の実施について地方議会の議決がなされているものなど、実質上執行済みと認められるもの）を除く 1,428 億円について、

- ・ 被災地又は被災者に対する事業に使途を限定すること(412 億円)
- ・ 基金からの執行を見合わせ、国へ返還すること(1,017 億円)

を基金所管大臣を通じて基金設置団体に対し要請した。

平成 25 年 7 月 2 日時点で国への返還を見込んだ額(返還見込額)1,017 億

円のうち、平成 25 年 7 月 31 日時点での国庫返還済額は 565 億円、返還予定額（返還が確実に見込まれるものの、返還に当たって必要となる地方議会の議決を経ていないこと等から返還に至っていないもの）は 154 億円であり、合計は 718 億円である（返還見込額の約 7 割）。